

常陸大宮市空家等対策の推進に関する協定書

常陸大宮市（以下「甲」という。）と茨城司法書士会（以下「乙」という。）は、空家等の対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、常陸大宮市内の空家等対策の推進を図ることにより、所有者等による空家等の適切な管理を促進し、もって、良好な生活環境の保全及び安全で安心な地域づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの又は常態となるおそれがあるものをいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者（相続人を含む。）をいう。
- （3）協力会員 茨城司法書士会の会員で、本協定に基づく業務を受任する会員をいう。

（連携及び協力内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業について連携及び協力を行う。

- （1）甲から所有者等の空家等に関する相談の要請があった場合に、乙はその要請に協力すること。
- （2）甲が空家等の相続人を調査するために、乙に専門的協力を要請した場合、その要請に協力すること。
- （3）甲が空家等対策のため、裁判所に提出する書類を作成する必要を生じ、乙に専門的協力を要請した場合、その要請に協力すること。
- （4）甲が空家等対策のため、成年後見人制度（保佐、補助を含む）、不在者財産管理人制度、相続財産管理人制度等を利用する必要を生じ、乙に専門的協力を要請した場合、その要請に協力すること。
- （5）空家等の問題を改善し、又は未然に防ぐための広報活動。
- （6）その他空家等の対策事業に関する業務。

（協力会員の事前選定）

第4条 乙は、第3条に規定する連携及び協力内容の履行に際し、必要に応じて、あらかじめ複数の協力会員を選定し、甲に通知することができる。

2 甲は、前項の通知があった場合は、当該通知に記載された協力会員に対して、直接業務を依頼することができる。

3 甲は、第1項の通知があった場合には、相談のあった所有者等に対し、協力会員を公表できるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、第3条に規定する連携及び協力内容の履行に際し必要な空家等の情

報を、乙若しくは協力会員に提供するものとする。

（経費）

第6条 甲が乙に対して支弁する第3条の要請に係る業務に要する費用その他の経費等は、その都度甲乙で協議し決定するものとする。ただし、予め基準額を設けることを妨げない。

（秘密の保持）

第7条 本協定に基づく業務に携わる者は、この協定内容の履行に際して知り得た情報を、この協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（苦情等の処理）

第8条 この協定内容の履行に際して、苦情等が発生したときは、甲乙協議の上、それぞれの責任において、すみやかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲または乙から解除の意思表示がないときは、この協定は期間満了の日から同一の条件で1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、本協定に定めのない事項で定めをする必要が生じたとき、又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名し、各自その1通を保有する。

令和元年9月27日

甲 茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6

常陸大宮市長

三次真一郎

乙 茨城県水戸市五軒町1丁目3番16号
茨城司法書士会

会長

藤井里美